

# 裁判員裁判と量刑予断の防止

泷野貴生  
(立命館大学)

キーワード：量刑予断 適正手続 裁判員

## I 課題と方法

施行から3年余りが経過した裁判員制度には、理論的にも運用の面でもさまざまな問題点が残されている。とりわけ、手続二分や裁判員に量刑判断をさせることの是非が、裁判員制度施行後も検討課題としてしばしば挙げられているところからもわかるように、裁判員制度が現に抱えている問題点の一つとして、量刑の不安定さに対する懸念を挙げるができるように思われる<sup>1</sup>。

もちろん、量刑をめぐる問題は主として刑法の領域に属する。しかし、量刑に当たっていかなる要素を使用し、あるいは重視するにせよ、刑事裁判において個別の事案との関係で具体的な刑の量を定めるためには、量刑上斟酌されるべきそれぞれの要素の存在または不存在を確定させるための事実が認定されていることが前提となる。言うまでもなく、刑事裁判において事実の認定は証拠に基づいて行われなければならないから、量刑に関しても、いかなる証拠を使用し、どのような証拠調べを行って事実を認定すべきか、という手続法上の問題は常に付いて回る。

ところが、裁判員裁判の実施に伴い、本来、当事者による十分な吟味を経るべき資料が当事者によって十分にチェックされることなく、証拠としての位置づけがあいまいなままに、事実上、裁判員・裁判官の心証形成に用いられているのではないか、という疑問が顕在化してきているように思われる。

そこで、以下では、アメリカでの量刑手続について、陪審によっては審理されず、認定されない事実を判決前調査報告などを通じて量刑資料として用いることの是非をめぐる議論を検討し、そこでの知見から、裁判員制度の下での量刑手続における適正手続保障のあり方を探ることとしたい。

## II 量刑事実の立証をめぐるアメリカの判例動向

### 1 Williams 判決

量刑資料に対して反対尋問の機会を保障すべきか否かという点について判断し、現在でも判例とされているのは、1949年のWilliams判決<sup>2</sup>である。事案は次のような経緯を経て、連邦最高裁に持ち込まれた。

ニューヨーク州裁判所において、陪審は被告人を第1級殺人罪で有罪と判断し、量刑として終身刑を勧告したが、量刑審理で、事実審裁判官は被告人に対して死刑を言い渡した。死刑判決を科す理由として裁判官は、陪審が有罪を認定した証拠を裁判所が「保護観察局およびその他の情報源を通じて」得た追加の情報に照らして考慮したと述べた。追加の情報に対して、量刑手続で反対尋問の機会は与えられていなかった。連邦最高裁は、以下のように述べて、保護観察官報告書に対して反対尋問の機会を保障しないことは憲法に違反するものではないと判示した。

「我々は、もし情報が公開の法廷での反対尋問に晒された証人によって提供された情報に限られるとしたら、理性的な量刑を導くために現在、裁判官によって依拠されている情報のほとんどが利用できなくなってしまうことを認識しなければならない。そして、現代の保護観察官報告書は被告人の生活のあらゆる側面に関する情報に接近している。このような質、量の情報を公開の法廷で反対尋問を伴う証言で得ることは、不可能ではないとしても全く現実的ではない。」<sup>3</sup>

しかし、連邦最高裁は、2000年代に入ると、Apprendi判決<sup>4</sup>、Blakely判決<sup>5</sup>、Booker判決<sup>6</sup>の3判決を立て続けに出し、Williams判決の射程を絞り、量刑事実の認定にも適正手続の保障を拡充

する方向を示すようになった<sup>7</sup>。

## 2 Apprendi判決<sup>8</sup>

Apprendi 判決の事案は、以下のようなものであった。

被告人 (Apprendi) は、アフリカ系アメリカ人の家族が住む家に数発の弾丸を撃ち込んだ。逮捕後の取調べで被告人は警察官に対して、後に撤回したが、「彼らは肌の色が黒いので近所にいて欲しくない」と供述した。ニュージャージー州では憎悪犯罪 (hate crime) 法によって、事実審裁判官が証拠の優越に基づいて、「被告人が、人種、肌の色、…を理由に個人あるいは集団を脅す目的で犯罪を行った」と認定した場合に、刑が加重されることになっていた。事実審裁判官はけん銃発射の有罪答弁を受け入れた後、被告人の犯行目的を争点とした証拠に関する審理を行い、被告人の供述についての警察官の証言を信頼できると認定したうえで、証拠は「犯罪が人種的偏見に動機づけられた」ことを支えていると根拠づけた。裁判官は、「証拠の優越によって」被告人の行為は法律で規定された「脅しを目的として」行われたと認定して、憎悪犯罪による刑の加重を適用したので、これを争って被告人が連邦最高裁に上訴した。

法廷意見 (スティーブズ裁判官執筆。スカリア、スータ、トマス、ギンズバーグ各裁判官同調) は、まず、Williams判決を引用して、事実審裁判官は個別の事件において法律の制限の枠内で量刑を科す本質的な自由裁量を行使できるとした。つまり、連邦最高裁は、Williams判決自体は破棄しなかった。しかし、他方で法廷意見は、修正 14 条の適正手続条項と修正 6 条の公平な陪審による裁判を受ける権利とを合わせると、これらの権利は議論の余地なく、「被告人が訴追されている犯罪の全ての構成要素について有罪であることを合理的な疑いを越えて陪審が決定すること」を求める権利を被告人に与えているとした<sup>9</sup>。

すなわち、結果として、連邦最高裁は、規定された法令の上限を越えて犯罪に対する刑を重くする事実は、前科に関する事実を除きいかなるものであっても陪審に提出され、合理的な疑いを越えて証明されなければならない、という新たな規範定立を行い、Williams 判決の射程を限定したので

ある。そして、本事案の解決としても、犯罪を行う際の被告人の目的は、犯罪の構成要件の中核に接しているから陪審の決定を必要とするとして、被告人に対する加重された量刑を破棄した。

これに対して、ブライヤー裁判官 (レンキスト裁判官同調) は、陪審に対して関連しうる量刑要素の全て (あるいはその多く) を提出することを許すには関連する要素があまりに多すぎるし、連邦の量刑裁判官は、保護観察官の判決前調査報告書から関連する量刑事実情報を得る一方で、有罪判決を受けた犯人に対して、公判と同じ型の証拠法の利益は与えていないけれども、裁判官の面前での審理の際に情報の正確性を争うことは許してきたとして、法廷意見を厳しく批判する反対意見を述べたが<sup>10</sup>、連邦最高裁の多数派を形成することはできなかった。

## 3 Blakely判決

連邦最高裁は、次いで、Blakely判決において、Apprendi判決で連邦最高裁が打ち出した立場を一層明確にした。Blakely判決の事案は次のようなものであった。

被告人 (Blakely) は、火器所持を伴った第 2 級誘拐罪で有罪答弁を行った。州法は、その罪で有罪判決を受けた者に対して、10 年を越える拘禁刑を科してはならないと規定していた。さらに、ワシントン州量刑改革法は、火器所持を伴った第 2 級誘拐の「標準的刑期」を 49 カ月から 53 カ月と定めており、裁判官は、「例外的量刑を正当化する実質的かつやむにやまれぬ理由」を認定した場合に限って、標準的刑期を越える量刑を科すことができるとしていた。本件で、検察官は標準的刑期の範囲内で求刑したが、誘拐についての被害者の供述を聞いた後、裁判官は検察側の勧告を拒否して、「故意に残忍に」行為を行ったとの理由で、例外的量刑を適用して 90 月の拘禁刑を言い渡したので、被告人が連邦最高裁に上訴した。

法廷意見 (スカリア裁判官執筆、スティーブズ、スータ、トマス、ギンズバーグ各裁判官同調) は、Apprendi判決の目的とする“法律上の上限”とは、裁判官が陪審評決に反映されたか、あるいは被告人によって自白された事実のみにもとづいて科すことのできる刑の上限のことであり、裁判

官が追加的事実の認定をした後に科すことのできる刑の上限ではない、旨判示した<sup>11</sup>。そして、本事案において、「故意に残忍な」という事実を認定しないと刑の加重はできなかったが、この事実を陪審は認定していないので、被告人に対する量刑は破棄されると結論付けた。

本事案でも、ブライヤー裁判官（オコナー裁判官同調）は、裁判官が判決前調査報告書を見て、陪審公判で立証されたか否かにかかわらず行為者が実際に関与した犯罪行為に重きを置いて量刑をすべきとする刑罰個別化思想および、報告書に対して被告人は量刑審問の場で反論することができたことを拠り所に反対意見を述べたが<sup>12</sup>、法廷意見を形成するには至らなかった。

#### 4 Booker 判決

Booker 事件においては、量刑ガイドラインを越える量刑が問題となった。被告人（Booker）の犯罪歴および陪審によって認定された薬物の量（92.5グラム）に基づいて、量刑ガイドラインは地方裁判所裁判官に210月以上262月以下の基礎刑を選択するように求めていた。しかしながら、裁判官は、公判後の量刑手続を行い、証拠の優越でもって、被告人はさらに566グラムのクラックを所持していること、司法妨害罪で有罪であることを結論づけた。それらの事実認定はガイドライン上、裁判官に対して360月以上または終身刑の選択をするように要求しており、裁判官は被告人に対して360月の拘禁刑を科した。すなわち、陪審によって合理的な疑いを越えて証明された事実を基礎にしたときに科すことのできる21年10月（262月）の刑の代わりに、被告人は30年の自由刑を言い渡された。この判決を連邦控訴裁判所が破棄したため、検察側が連邦最高裁に上訴した。

この事案に対して、連邦最高裁はスティーブンズ＝スカリア両裁判官を中心とするグループとブライヤー＝オコナー両裁判官を中心とするグループとに意見が分かれ、ギンズバーグ裁判官がそのどちらの意見にも同調したため、異なる方向性を持つ2つの法廷意見が同居するという一種のねじれ状態が生じるようになった。

まず、Apprendi判決以降の判例規範が量刑ガイドラインにも適用されるか、という問題について

は、スティーブンズ＝スカリア両裁判官グループ（ほかに、スータ、トマス、ギンズバーグ各裁判官が同調）が法廷意見を形成し、適用を肯定する結論を導き出した<sup>13</sup>。

これに対して、量刑ガイドラインをどのように変更すれば、Apprendi判決の規範の適用を外すことができるか、という論点については、ブライヤー＝オコナー両裁判官グループ（ほかに、レンキスト、ケネディ、ギンズバーグ各裁判官同調）が法廷意見を形成し、ガイドラインを強行規定にしている条項に限って効力を失わせ、その結果、ガイドラインを勧告的規定として位置づければ、Apprendi判決規範は適用されなくなると判示した。ところが、他方で、ブライヤー法廷意見は、量刑法が、犯罪の重大性を反映し、法に対する尊重を促進し、適正な処罰を提供し、十分な抑止効果を与え、市民を保護し、そして被告人に必要とされる教育的あるいは職業的訓練ならびに医療的保護を効果的に与える量刑を科すことを裁判官に求めている以上、勧告的規定になったとしても、裁判官は他の量刑目標とともにガイドラインを考慮することを要求されるとも述べており、事実上、ガイドラインを考慮するように強く要求する内容になっていたのである<sup>14</sup>。

このように Booker 判決によって、判決前調査報告書を利用した「現実行為」に基づく量刑、すなわち、陪審による合理的な疑いを越える証明によらない事実に基づく量刑を實際上、可能にする方法に対して道が開かれることとなった。

#### 5 その後の連邦最高裁判例

量刑事実について、陪審公判のもとで完全な適正手続を被告人に対して保障したうえで、合理的な疑いを越える証明に基づいて認定する必要があるか、という点に関する連邦最高裁の対立は、Booker 判決以降も、裁判官の退任、任用に伴ってその構成を変えつつも、依然として続いている。

Cunningham事件<sup>15</sup>では、裁判官が1つ以上の追加的加重事実を認定しない限り、12年の中間期間を被告人（Cunningham）に言い渡すべきことを義務付けていたカリフォルニア州定期量刑刑法のもとで、公判終了後の量刑審理に基づいて、事実審裁判官が証拠の優越でもって、被害者が特に

傷つきやすい者であることや被告人の暴力行為など6つの加重状況を認定して、被告人に対して長期間の16年を宣告したことが、修正6条および修正14条によって保障された被告人の陪審裁判を受ける権利を侵害するか否かが争われた。本事案では、スカリア裁判官グループ（ギンズバーグ執筆。ほかに、ロバーツ、スティーブンス、スータ、トマス裁判官同調）が法廷意見を形成し、カリフォルニア州法は修正6条に違反すると結論付けた。すなわち、「カリフォルニア州定期量刑刑法のもとでは、長期間刑は、事実審裁判官が加重事情を認定した場合に限って科されうる。…。それゆえ、Blackely判決と調和させると、長期間ではなくて、カリフォルニア州法で規定された中間期間が関連する規定の上限である。…。加重事情は陪審ではなくて裁判官によって認定され、合理的な疑いを越える証明ではなく、単に証拠の優越で証明されればよいので、カリフォルニア州定期量刑刑法は、Apprendi判決の明確な基準ルールに違反している」<sup>16</sup>とされたのである。

一方、Ice事件<sup>17</sup>では、裁判官が法律で規定された事実を認定しない限り、複数の事案に対して科された複数の刑は同時並行して執行されると定めるオレゴン州法のもとで、裁判官が、「犯罪結果が同一の一連の行為から生じている」か、あるいは「犯罪行為が、2つ以上の犯罪を犯そうとする被告人の意図を示している」か、または「犯罪行為が、被害者…に対してより大きなあるいは量的に異なった損失、傷害、害悪をもたらした…」ということ認定して、複数の刑を連続的に執行する刑を科することができる（したがって、全体の刑期は長期化することになる）とするオレゴン州法の規定が、Apprendi判決規範に反しないかどうか争われた。この事案では、ブライヤー裁判官グループ（ギンズバーグ裁判官執筆。ほかに、スティーブンス、ケネディ、アリート各裁判官が同調）が法廷意見を形成し、連続的執行を認める規定にApprendi判決規範は適用されず、同規定は修正6条に違反しないと結論付けた<sup>18</sup>。これに対して、スカリア裁判官グループ（スカリア裁判官執筆。ほかにロバーツ、スータ、トマス各判事同調）は、「オレゴン州の量刑枠組みは、陪審ではなくて裁判官が被告人をより長期にわたって収容するため

に必要な事実を認定することを許容しているので、我々が8年前に判示し〔Apprendi判決を指す〕、それ以来何回かにわたって再確認してきたことに直接、矛盾する。…本事案では、被告人が、2つの有罪判決をもたらした行為によって被害者に対する“別の害悪”をもたらしたという事実を認定することなしに連続的刑期の量刑を科することはできなかった。したがって、裁判官の事実に関する認定が、彼が科した刑罰にとって“必須”のものであったことに疑う余地はない」<sup>19</sup>と述べて、法廷意見を厳しく批判している。

### III 分析と展望

#### 1 判例の分析

現在でも判例としての効力を失っていないWilliams判決は、量刑手続への適正手続保障に消極的であった。Williams判決がそのような結論に至った背景には、量刑資料を制限することが改善更生判断のための多様な情報の獲得を阻害し、妥当な量刑を得られにくくするという考えと、さらにその背景として保護観察官を被告人に対する援助的性格を有するものと理解し、判決前調査報告書も被告人に対する援助的な内容を持つものであるとする報告書に対する信頼がある。

しかし、Apprendi判決、Blakely判決は無制限な証拠の許容に一定の制限をかける方向に転換した。とくに、当該事実が認定されなければ加重できないような事実に基づいて、もとの規定の範囲を越えて刑を加重する際には、規定の形式を問わず、陪審による合理的な疑いを越える証明を要求したこと、およびその要求を修正6条の憲法上の要求としたことの意義は少なくない。ただ、これらの判決も5対4のきわどい差であり、判例としての安定性には欠くきらいがあった。また、問題となっている事実が、構成要件に当たる事実か、単なる量刑上の事実かの振り分け基準は必ずしも明確にされていない点にも、規範として不安定な要素を抱えている。

そして、現に、任意規定化すればそこで規定されている事実を考慮して陪審による認定なく刑を加重してもかまわないという、Apprendi判決、Blakely判決とは逆の流れが、Booker判決によって再び出てきている。

しかも、スカリア派の意見も、陪審によって認定されるかあるいは被告人が自認した事実のみに基づいて許される科刑の幅の範囲内であれば、陪審が認定していない事実に基づいて刑をその幅の範囲で重くすることは認められるとしており<sup>20</sup>、加重事実すべてに公判での適正手続保障を完全に適用すべきとは考えていないことがわかる。要するに、争われている事実がいったん単なる量刑上の事実と振り分けられれば、現在でも、Williams判決の規範が適用され、厳格な適正手続の保障は要求されないのである。実際、その後の下級審判例でも、Williams判決に照らして、量刑手続における密告者<sup>21</sup>あるいは共犯者<sup>22</sup>、被害者<sup>23</sup>についての捜査官による伝聞供述や共犯者の供述書<sup>24</sup>の使用が、認められている。

他方、注意すべきなのは、第一に、Booker判決の再転換の流れ自体もまだ不安定であるということである。Ice判決からも分かるように、Apprendi判決はBooker判決後も判例としての効力を失っていない。また、Cunningham判決から分かるように、Booker判決後、陪審による認定が必要な事実と振り分けられる事実が縮小一辺倒になっているわけでもない。

第二に、ブライヤー派も、量刑手続に適正手続保障が不要であるとは一貫して言っていないということである。ブライヤー派は、単に厳格な伝聞法則などの適正手続の完全な適用までは量刑の妥当性を阻害するから不要であると言っているのにすぎず、判決前調査報告書などで挙げられた事実について裁判官の面前で争う機会が保障されるべきことを前提に議論している。この点は、下級審判例でも、量刑手続における伝聞証拠の使用に何らの憲法上の制限も存在しないわけではなく、使用するためには、補強証拠<sup>25</sup>あるいは、それに代わる合理的正確性を支える信頼性についての十分な徴<sup>26</sup>または信頼性についての最小限の徴<sup>27</sup>が要求されることが繰り返し確認されている。実際に、補強証拠もなく供述の信頼性を立証する他の証拠もないとして共犯者の宣誓供述書に依拠して行われた量刑を破棄した事例も存在する<sup>28</sup>。さらに、連邦量刑ガイドラインおよび運用指針でも、量刑手続においても適正手続に対する一定の保障は要求されることが明記されている<sup>29</sup>。

## 2 課題と展望

このように見てくると、アメリカの議論も、量刑手続への適正手続保障の適用について確固とした方向性を確立できているわけではなく、適正手続保障の必要性和量刑資料の多様性の確保（適切な処遇にふさわしい結論の確保）との間のどこに調和点を求めるかで揺れている状況にあるように見える。しかし、ブライヤー派にしても、量刑に関する資料が何らの制約もなく判断者に提供され、判断者は自由な形式でその資料に含まれる情報を取得して、量刑についての心証を形成する裁量を有するとは考えておらず、一定の適正手続保障が必要であるとする点では共通している。また、Apprendi判決以降の流れは、揺り戻しはあるものの全体としては緩やかながら適正手続保障の強化の方向に動きつつあると評価することもできそうである。このようなアメリカの問題意識および具体的な解決方法のあり方は、日本においても十分参考にすべきであると考えられる。

<sup>1</sup> 裁判員裁判の判決書に現れた量刑理由を実証的に分析して、量刑の不安定さに対する懸念を表明するものとして、金岡繁裕「裁判員裁判における量刑理由の検討—主として公平性の観点から」季刊刑事弁護 64号（2010年）82頁。

<sup>2</sup> Williams v. New York, 337 U.S. 241(1949).本判決を紹介するものとして、参照、島田良一「量刑手続と被告人の『対面権』」阪大法学 54巻4号（2004年）107頁以下。

<sup>3</sup> Id. at 249-250.

<sup>4</sup> Apprendi v. New Jersey, 530 U.S.466(2000).

<sup>5</sup> Blakely v. Washington, 542 U.S. 296(2004).

<sup>6</sup> United States v. Booker, 543 U.S. 220(2005).

<sup>7</sup> Apprendi, Blakely, Booker の各判決について詳細に紹介し、アメリカにおける陪審に対する歴史的理解の相違の観点から判決の意義を分析するものとして、勝田卓也「米国における陪審審理を受ける権利と量刑に関する近年の最高裁判決（1）（2・完）」大阪市立大学法学雑誌 54巻1号（2007年）409頁、同54巻3号（2008年）213頁。なお、参照、田中利彦「量刑基準と陪審裁判の権利」法律のひろば 59巻6号（2006年）66頁、ステイブン L. チャネンソン（平山真理訳）「革命か進化か—米国連邦量刑手続における最近の展開」

---

比較法学 44 卷 3 号 (2011 年) 33 頁。

<sup>8</sup> *Apprendi* 判決については、なお参照、丸田隆「アメリカ刑事陪審における量刑実情—裁判員による量刑を考えるために」甲南法学 51 卷 4 号 (2011 年) 32 頁以下、岩田太「ヘイト・クライムをめぐる手続的保障—陪審の領分を中心に—」ジュリスト 1200 号 (2001 年) 196 頁、高山佳奈子「刑の加重と陪審裁判を受ける権利の範囲」アメリカ法 2001 年 1 号 270 頁。

<sup>9</sup> *Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S.466, 476-477(2000).

<sup>10</sup> *Id.* at 557.

<sup>11</sup> *Blakely v. Washington*, 542 U.S. 296, 303-304(2004).

<sup>12</sup> *Id.* at 338-339, 342.

<sup>13</sup> *United States v. Booker*, 543 U.S. 220, 235, 243-244(2005).

<sup>14</sup> *Id.* at 259-260.

<sup>15</sup> *Cunningham v. California*, 549 U.S. 270(2007).

<sup>16</sup> *Id.* at 288-289.

<sup>17</sup> *Oregon v. Ice*, 555 U.S. 160(2009).

<sup>18</sup> *Id.* at 168, 170-171.

<sup>19</sup> *Id.* at 173.

<sup>20</sup> See, *United States v. Booker*, 543 U.S. 220, 278(2005).

<sup>21</sup> *United States v. Chau*, 426 F. 3d 1318(11<sup>th</sup> Cir. 2005).

<sup>22</sup> *United States v. Pratt*, 553 F.3d 1165(8<sup>th</sup> Cir. 2009); *United States v. Littlesun*, 444 F.3d 1196(9<sup>th</sup> Cir. 2006).

<sup>23</sup> *United States v. House*, 551 F.3d 694 (7<sup>th</sup> Cir. 2008); *United States v. Cook*, 550 F.3d 1292(10<sup>th</sup> Cir. 2008); *United States v. Docampo*, 573 F.3d 1091(11<sup>th</sup> Cir. 2009).

<sup>24</sup> *United States v. Roche*, 415 F.3d 614(7<sup>th</sup> Cir. 2005).

<sup>25</sup> *United States v. Pratt*, 553 F.3d 1165(8<sup>th</sup> Cir. 2009); *United States v. Docampo*, 573 F.3d 1091(11<sup>th</sup> Cir. 2009).

<sup>26</sup> *United States v. House*, 551 F.3d 694(7<sup>th</sup> Cir. 2008); *United States v. Roche*, 415 F.3d 614(7<sup>th</sup> Cir. 2005).

<sup>27</sup> *United States v. Fields*, 483 F. 3d 313, 337(5<sup>th</sup> Cir. 2007); *United States v. Cook*, 550 F.3d 1292(10<sup>th</sup> Cir. 2008); *United States v. Littlesun*, 444 F.3d 1196(9<sup>th</sup> Cir. 2006).

<sup>28</sup> *United States v. Jimenez-Martinez*, 83 F.3d 488(1<sup>st</sup> Cir. 1996).

<sup>29</sup> 2011 Federal Sentencing Guidelines Manual6A1.3.(a)([http://www.ussc.gov/Guidelines/2011\\_Guidelines/Manual\\_HTML/Chapter\\_6.htm](http://www.ussc.gov/Guidelines/2011_Guidelines/Manual_HTML/Chapter_6.htm)).情報の信頼性についての十分な徴と反対当

---

事者による情報提供の機会の付与を要求。